

計画に掲げる施策について

1 施策の体系

本市における再犯を取り巻く状況，国の再犯防止推進計画等を勘案し，以下の6つを柱に具体的な施策を展開します。

<6つの柱>

- (1) 住居・就労の確保等による社会の居場所づくり
- (2) ネットワークの充実による保健医療・福祉サービスの利用の促進
- (3) 非行の未然防止，犯罪等をした少年への継続した学びの支援
- (4) 犯罪等をした人の年齢や特性に応じた効果的な支援の実施
- (5) 民間協力者の活動との更なる連携，広報・啓発活動の推進による地域社会への理解促進
- (6) 「再犯防止×京都の文化力」の視点による取組の推進

2 重点推進施策 ※詳細は資料4を参照

以下の5施策を本市の再犯防止をけん引する重点推進施策に位置付け，本人の更生意欲等の喚起や行政機関・民間団体等の連携による切れ目のない支援，地域社会の理解促進に重点的に取り組みます。

- (1) 刑事司法関係機関等との連携による切れ目のない支援の推進
- (2) ハンドブック「つなぐつながる」を活用した相談・支援機関につながりやすい環境整備
- (3) 民間団体への支援を通じた生きづらさを抱える若年者の居場所づくりの推進
- (4) 再犯防止・更生支援に関する理解促進に向けた市民・事業者等への啓発
- (5) 京都の文化力をいかした矯正施設入所者に対する更生意欲等の喚起

3 具体的な取組施策

計画では，再犯防止を目的とした施策だけでなく，本市がこれまでから地域社会に最も近い基礎自治体として，犯罪等をした人であるか否かにかかわらず提供してきた施策のうち犯罪等をした人の立ち直りにつながる施策についても掲載し，国や民間団体等との連携を図りながら取組を推進します。